

発達精神医学研究所客員研究員募集要領

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター発達精神医学研究所（以下、「研究所」という。）では、以下の要領で客員研究員を募集します。

第1 客員研究員

次の2条件をともに満たす人は、だれでも客員研究員として登録することができます。

- (1) 子どもの心の発達に関連する仕事ないし研究に従事している人、または過去に従事していた人で、医師・心理職・ソーシャルワーカー・保育士・教員・ボランティア支援員・子どもの心の専門家をめざす学生など、職種は問いません。
- (2) 子どもの心の発達に関連する仕事ないし研究を、主に岐阜県内で行っていること。

第2 登録

- (1) 登録を希望する人は、別紙1登録申込書に必要事項を記入し、研究所長へ提出してください。なお、登録申し込みは何時でもできます。
- (2) 研究所長は、登録を希望する人が前記第1の条件を満たすと判断した場合、「発達精神医学研究所客員研究員」の登録を行い、登録証を発行します。
- (3) 登録期間は、1年間とします。ただし、初登録の場合は、登録された年度末までとします。また、登録期間満了までの間に、次号の登録辞退届が提出されない限り、登録期間は更新されたものとします。
- (4) 客員研究員を辞めるときは、別紙2登録辞退届に必要事項を記入し、研究所長へ提出してください。提出と同時に無条件で客員研究員を辞めることができます。
- (5) 登録完了後であっても、次条に違反する行為もしくは研究所の名誉を著しく傷つける行為が認められた場合には、研究所長の判断により登録を取り消すことがあります。

第3 客員研究員の義務

客員研究員は、子どもの人権を守らねばならず、また客員研究員としての活動を通じて知りえた個人情報を秘匿せねばなりません。

第4 客員研究員が出来る活動

客員研究員が出来る活動および客員研究員の権利は以下の通りです。

- (1) 研究所が行う研究会その他の事業に参加すること。
- (2) 岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター（以下、「センター」という。）の医師が行う診療などの業務を、センター所長、センターの当該部署の長および研究所長の許可を得て見学すること。
- (3) 研究所の機関誌である発達精神医学研究所紀要（以下、「紀要」という。）の配布を受けること。また、紀要に投稿すること。
- (4) その他、研究所長が許可した活動。

第5 待遇

客員研究員には、給与その他一切の給付は行いません。

(附則)

この要領は、平成27年10月13日から施行する。

(附則)

この要領は、令和元年10月29日から施行する。

(別紙1)

_____年__月__日

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター
発達精神医学研究所長

様

(お名前) 自署してください _____

(ご所属・ご住所) _____

(連絡先電話・メールアドレス) _____

登録申込書

私は、岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター発達精神医学研究所客員研究員への登録を申し込みます。なお、略歴等は下記の通りです。

記

1 職歴または研究歴 (主なもの3つ以内を記して下さい)

_____年～_____年 _____

_____年～_____年 _____

_____年～_____年 _____

2 現在の職種 (次のいずれかを○で囲んでください)

医師 ・ 心理職 ・ ソーシャルワーカー ・ 保育士 ・ 教員

ボランティア支援員 ・ 子どもの心の専門家をめざす学生

その他 (具体的に: _____)

(別紙2)

____年__月__日

岐阜県立希望が丘子ども医療福祉センター

発達精神医学研究所長

様

(お名前) 自署してください _____

(ご所属・ご住所) _____

(連絡先電話・メールアドレス) _____

登録辞退届

私は、本日付で岐阜県立希望が丘子ども医療福祉センター発達精神医学研究所客員研究員の登録継続を辞退いたします。